

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故(静岡県富士宮市)～

事故概要

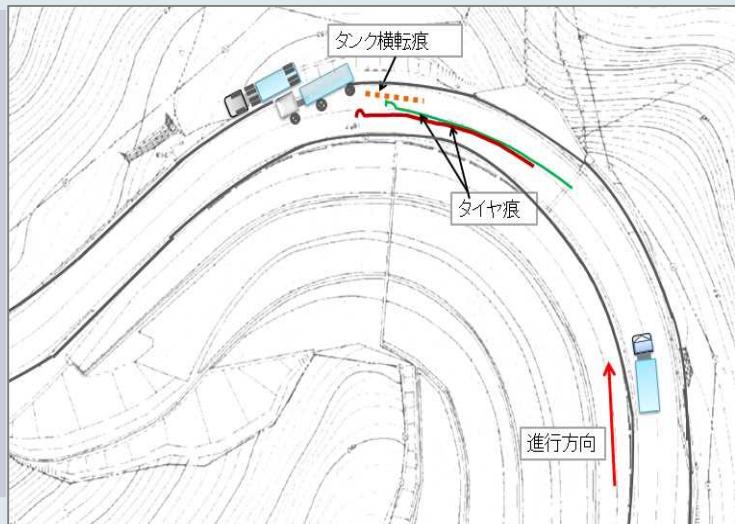
平成27年4月17日5時08分頃、静岡県富士宮市の国道52号において、トラクタ・タンクセミトレーラが灯油等を積載して走行中、下り勾配の左カーブにおいて横転し、電柱及び照明用ポールに衝突して約2m下の山林の斜面に転落した。この事故により運転者が死亡した。また、タンクセミトレーラのタンクが損傷し、積載していた灯油等が斜面および斜面下の河川に漏洩した。



原因

- 運転者が十分な減速をしないまま下り勾配の左カーブに進入したため、車両の安定性を失って横転し、路面を滑走して道路脇約2m下の斜面に転落したものと考えられる。
- 事業者は、運転者に対してタンクセミトレーラの運転特性等の教育を行っていないこと、運行経路の選択を運転者任せにしていたこと、運行に注意を要する場所等の必要な運行指示や、適性診断結果の指摘事項を踏まえた指導を行っていないことが、事故につながった背景にあると考えられる。

事故状況図



再発防止策

- ★ 運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、過積載とならないような運行計画を作成するとともに、適切な運行経路の選択並びに当該経路における道路及び交通の状況等、安全な運行に必要な指示を行う必要がある。
- ★ 事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果における注意点を的確に伝達し、このことを日常的に自覚させ、改善させるよう個別に指導を行う必要がある。
- ★ 事業者は、運転者に対し制限速度の遵守を徹底させ、ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知訓練や事故事例を用いた教育を行うなど、走行速度、積み荷の種類、積み荷の積載状態等が及ぼす走行安定性への影響について指導し、理解させることが重要である。
- ★ 特に、タンクセミトレーラは重心が高く、走行に伴い重心が移動しやすいこともあるため、走行速度について十分な注意が必要なことを理解させることが重要である。